

山口県報

平成 27 年
5月29日
(金曜日)

目 次

- 告示
特定計量器の定期検査の実施(計量検定所).....一
- 保安林指定施業要件の変更(森林整備課).....三
- 土砂災害警戒区域の指定の解除(砂防課).....三
- 土砂災害警戒区域の指定(砂防課).....四
- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除(砂防課).....四
- 土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課).....五
- 海岸保全区域のうち港湾管理者の長が管理する区域(港湾課).....五
- 公告
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(三件)(商政課).....六
- 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課).....七
- 教委規則
山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則.....八
- 公安委規則
山口県道路交通規則の一部を改正する規則.....八
- 公安委規程
山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程.....九
- 公安委告示
警備員指導教育責任者講習の実施.....九
- 警備員等の検定の実施.....一

山口県告示第百八十三号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、計量法施行令(平成五年政令第三百二十九号)第十条第一項各号に掲げる特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十七年五月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 区域	光市
二 検査の期日、場所等	
期 日	平成二七、八、一七
時 間	午前一〇時三〇分から正午まで及び午後一時から午後三時まで
場 所	光市立室積公民館
	光市立浅江公民館
	光市立塩田公民館
	光市立三島公民館
	ナイスケアまほろば
	光市立周防公民館
	光市役所
三 所在場所における定期検査の期間	平成二十七年八月二十四日から同年十月三十一日まで、山口県計量検定所において実施する。
四 指定定期検査機関の名称	一般社団法人山口県計量協会

一	区域	熊毛郡							
二	検査の期日、場所等	平成二七、九、一	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	期	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	日	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	時	午前一〇時から午前一〇時五〇分まで	午前一一時二〇分から正午まで	午後一時三〇分から午後四時三〇分まで	午前九時から午前一〇時まで	午前一〇時三〇分から午前一一時三〇分まで	午後一時から午後三時まで	午前一一時から正午まで及び午後一時から午後三時まで	午前一〇時三〇分から正午まで及び午後一時から午後三時まで
	間								
	場	田布施町城南公民館	田布施町麻郷公民館	田布施町西田布施公民館	平生町中央公民館	平生町昔根公民館	平生町佐賀公民館	上関町立中央公民館	上関町保健センター
	所								
三	所在場所における定期検査の期間	平成二十七年九月七日から同年十一月三十日まで、山口県計量検定所において実施する。							
四	指定定期検査機関の名称	一般社団法人山口県計量協会							

一	区域	周南市							
二	検査の期日、場所等	平成二七、一〇、八	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	期	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	日	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	時	午前一〇時三〇分から正午まで	午後一時三〇分から午後二時三〇分まで	午後三時から午後三時三〇分まで	午前一一時から正午まで及び午後一時から午後三時三〇分まで	午前一一時三〇分から正午まで	午後一時三〇分から午後二時まで	午前一一時三〇分から午前一一時三〇分まで	午後一時から午後三時まで
	間								
	場	周南市久米支所	周南市鼓南支所	周南市杵島公民館	周南市学び・交流プラザ	周南市馬島公民館	周南市大津公民館	周南市鶴いこいの里交流センター	周南市熊毛公民館
	所								
三	所在場所における定期検査の期間	平成二十七年十月一日から同年十二月十八日まで							
四	指定定期検査機関の名称	一般社団法人山口県計量協会							

一 解除に係る区域の名称

阿東嘉年上(一)(1)、阿東嘉年下(一)(6)、阿東嘉年下(一)(11)、阿東嘉年下(一)(26)、阿東徳佐上

(一)(1)、阿東徳佐中(一)(1)

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市整備部道路河川建設課に備え置いて縦覧に供する。)

一 解除に係る区域の名称

阿東嘉年下(一)(8)、阿東嘉年下(一)(14)、阿東嘉年下(一)(22)、阿東嘉年下(一)(25)、阿東嘉年下

(一)(27)、阿東徳佐中(一)(2)、阿東徳佐中(一)(4)、阿東徳佐中(一)(9)

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市整備部道路河川建設課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百八十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域として次の区域を指定する。

平成二十七年五月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 区域の名称

阿東嘉年上(一)(1)、阿東嘉年上(一)(21)、阿東嘉年上(一)(22)、阿東嘉年下(一)(6)、阿東嘉年下

(一)(11)、阿東嘉年下(一)(26)、阿東嘉年下(一)(36)、阿東嘉年下(一)(37)、阿東徳佐上(一)(1)、阿東徳

佐上(一)(8)、阿東徳佐中(一)(1)、阿東徳佐中(一)(5)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市整備部道路河川建設課に備え置いて縦覧に供する。)

一 区域の名称

阿東嘉年下(一)(8)、阿東嘉年下(一)(14)、阿東嘉年下(一)(22)、阿東嘉年下(一)(25)、阿東嘉年下

(一)(27)、阿東嘉年下(一)(38)、阿東嘉年下(一)(39)、阿東嘉年下(一)(40)、阿東嘉年下(一)(41)、阿東嘉

年下(一)(42)、阿東嘉年下(一)(43)、阿東徳佐上(一)(12)、阿東徳佐上(一)(13)、阿東徳佐上(一)(14)、阿

東徳佐中(一)(2)、阿東徳佐中(一)(4)、阿東徳佐中(一)(9)、阿東徳佐中(一)(10)、阿東徳佐中(一)

(11)、阿東徳佐中(一)(12)、阿東徳佐中(一)(13)、阿東徳佐中(一)(14)、阿東徳佐中(一)(15)、阿東徳佐

中(一)(16)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市整備部道路河川建設課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百八十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示(平成二十四年山口県告示第三百六十一号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

平成二十七年五月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除に係る区域の名称

阿東嘉年上(一)(1)、阿東嘉年下(一)(6)、阿東嘉年下(一)(11)、阿東嘉年下(一)(26)、阿東徳佐上

(一)(1)、阿東徳佐中(一)(1)

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市整備部
道路河川建設課に備え置いて縦覧に供する。)

一 解除に係る区域の名称

阿東嘉年下(一)(8)、阿東嘉年下(一)(14)、阿東嘉年下(一)(22)、阿東嘉年下(一)(25)、阿東嘉年下

(一)(27)、阿東徳佐中(一)(2)、阿東徳佐中(一)(4)、阿東徳佐中(一)(9)

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市整備部
道路河川建設課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百八十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律
第五十七号)第九條第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域として次の区域を指定
する。

平成二十七年五月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 区域の名称

阿東嘉年上(一)(1)、阿東嘉年上(一)(21)、阿東嘉年上(一)(22)、阿東嘉年下(一)(6)、阿東嘉年下

(一)(11)、阿東嘉年下(一)(26)、阿東嘉年下(一)(36)、阿東嘉年下(一)(37)、阿東徳佐上(一)(1)、阿東徳

佐上(一)(8)、阿東徳佐中(一)(1)、阿東徳佐中(一)(5)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市整備部
道路河川建設課に備え置いて縦覧に供する。)

一 区域の名称

阿東嘉年下(一)(14)、阿東嘉年下(一)(25)、阿東嘉年下(一)(27)、阿東嘉年下(一)(40)、阿東嘉年下

(一)(42)、阿東嘉年下(一)(43)、阿東徳佐上(一)(13)、阿東徳佐上(一)(14)、阿東徳佐中(一)(9)、阿東徳

佐中(一)(11)、阿東徳佐中(一)(12)、阿東徳佐中(一)(13)、阿東徳佐中(一)(14)、阿東徳佐中(一)(15)、阿

東徳佐中(一)(16)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市整備部
道路河川建設課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百八十九号

海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第五條第四項の規定により、港湾隣接地域に接
する海岸保全区域のうち次の区域を下関港港湾管理者の長が管理する区域として定め
る。海岸保全区域のうち港湾管理者の長が管理する区域に関する告示(平成九年山口県
告示第四百六十一号)は、廃止する。

平成二十七年五月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 海岸の名称

山口県山南沿岸下関港海岸宇部・長府沖地区海岸

二 区域

1 基点一、二、三、四、五、六、七、八、九の各点を順次結んだ線及び基点九と基
点一を結んだ線によって囲まれた区域

2 基点一〇、一一、一二、一三の各点を順次結んだ線及び基点一三と基点一〇を結

- んだ線によって囲まれた区域
- 3 基点一四、一五、一六、一七の各点を順次結んだ線及び基点一七と基点一四を結んだ線によって囲まれた区域
- 4 基点一八、一九、二〇、二一の各点を順次結んだ線及び基点二一と基点一八を結んだ線によって囲まれた区域
- 5 基点二二、二三、二四、二五、二六の各点を順次結んだ線及び基点二六と基点二二を結んだ線によって囲まれた区域
- 6 基点二七、二八、二九、三〇、三一、三二の各点を順次結んだ線及び基点三二と基点二七を結んだ線によって囲まれた区域

基点

- 一 下関市長府松小田東町七〇五番地の四の標柱の位置(北緯三四度〇一分一五秒東経一三二度〇〇分一七・五七四秒)
- 二 基点一から二八度三六分七六・〇メートルの地点
- 三 基点二から一七二度一六分三・六二メートルの地点
- 四 基点三から二八度四七分二五八・二八メートルの地点
- 五 基点四から二八度四七分三八・四九メートルの地点
- 六 基点五から二五度五一分三八・六三メートルの地点
- 七 基点六から三九度三四分一三・一〇メートルの地点
- 八 基点七から三三度五三分四・三二メートルの地点
- 九 基点八から三八度一九分二三・六八メートルの地点
- 一〇 基点九から二〇六度三三分六六・〇三メートルの地点
- 一一 基点一〇から三〇二度〇四分六九・〇〇メートルの地点
- 一二 基点一一から二五度四分二二秒一七・七六メートルの地点
- 一三 基点一二から二〇度三五分二八秒七一・五七メートルの地点
- 一四 基点一三から一八二度〇六分四七五・九三メートルの地点
- 一五 基点一四から二二度二七分一四四・二二メートルの地点
- 一六 基点一五から三〇度〇一分一〇二・〇三メートルの地点
- 一七 基点一六から三二度〇四分一四四・〇九メートルの地点
- 一八 基点一七から一八六度五四分四一七・一二メートルの地点
- 一九 基点一八から二〇度〇九分六〇・九六メートルの地点
- 二〇 基点一九から三〇度三〇分九五・一四メートルの地点
- 二一 基点二〇から三二度三〇分六一・五〇メートルの地点
- 二二 基点二一から三三九度五五分一八五・〇九メートルの地点

- 二三 基点二二から一五九度二分九八・〇五メートルの地点
- 二四 基点二三から二〇〇度三三分九三・〇一メートルの地点
- 二五 基点二四から三〇二度二五分八六・九三メートルの地点
- 二六 基点二五から五度四八分一七・〇一メートルの地点
- 二七 基点二六から五七度一分二七秒一〇六二・四〇メートルの地点
- 二八 基点二七から三二度二分三八秒五七・三九メートルの地点
- 二九 基点二八から二〇度四七分三一秒一〇・六九メートルの地点
- 三〇 基点二九から二〇度五三分二六・〇〇メートルの地点
- 三一 基点三〇から二二度一分〇八秒一八五・五三メートルの地点
- 三二 基点三一から二六度〇四分四五秒三一・七一メートルの地点

注 方位は、真方位とする。



(一六四) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十七年五月二十九日から同年九月二十九日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業振興部産業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年五月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 DCMダイキ下関店
 - 所在地 下関市東大和町二丁目二番二二号
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 名称 東京センチュリーリース株式会社
 - 住所 東京都千代田区神田練堀町三
 - 代表者の氏名 浅田 俊一
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
変更に係る事項		

大規模小売店舗の名称	ダイキone下関	DCMダイキ下関店
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	ダイキ株式会社	DCMダイキ株式会社

四 届出年月日
平成二十七年五月十三日
五 変更年月日
平成二十七年三月一日

(一六五) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出は、平成二十七年五月二十九日から同年九月二十九日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年五月二十九日
山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 DCMダイキ宇部店
所在地 宇部市明神町二丁目一番一号
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名
三菱UFJ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目四番五号 若林 辰雄
会社

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗の名称	ダイキ宇部店	DCMダイキ宇部店
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	ダイキ株式会社	DCMダイキ株式会社

四 届出年月日
平成二十七年五月十三日
五 変更年月日

平成二十七年三月一日

(一六六) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出は、平成二十七年五月二十九日から同年九月二十九日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年五月二十九日
山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 アルク三田尻店
所在地 防府市大字新田一ー一の五
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名
株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六 田中 康男

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	ダイキ株式会社	DCMダイキ株式会社

四 届出年月日
平成二十七年五月十三日
五 変更年月日
平成二十七年三月一日

(一六七) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十七年一月九日山口県公告(八)に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十七年五月二十九日から同年六月二十九日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年五月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 (仮称) ドラッグストアモリ黒川店
 所在地 山口市黒川六九七
- 二 意見の概要
 騒音の発生に係る事項、廃棄物に係る事項、街並みづくり等について配慮を求めらる。



山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成二十七年五月二十九日 山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第十三号

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則
 山口県立高等学校等の管理に関する規則(昭和三十二年山口県教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。
 別表の1の表山口県立周防大島高等学校の項中

	安下庄校舎及び久賀校舎を置く。制課程福祉科は、平成26年度から生徒募集を停止する。
--	---

を

2	20から30までの範囲内において、安下庄校舎及び久賀校舎を置く。制課程福祉科は、平成26年度から生徒募集を停止する。
---	--

に改める。

附 則
 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。



山口県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成二十七年五月二十九日 山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第五号

山口県道路交通規則の一部を改正する規則

山口県道路交通規則(昭和四十七年山口県公安委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。
 第二条第二項の表中

第七条の八の登録申請書又は登録更新申請書	当該法人の事務所の所在地を管轄する警察署長又は山口県警察本部交通部交通指導課長
----------------------	---

を

第七条の八の登録申請書又は登録更新申請書	当該法人の事務所の所在地を管轄する警察署長又は山口県警察本部交通部交通指導課長
第二十三条第九号の自転車運転者講習申出書	山口県警察本部交通部交通企画課長

に、

「同条第九号」を「同条第十号」に改める。
 第二十三条第九号中「別記第十七号様式(四)」を「別記第十七号様式(五)」に改め、同号を同条第十号とし、同条第八号の次に次の一号を加える。
 九 法第百八条の二第二項第十四号に掲げる講習 自転車運転者講習申出書(別記第十七号様式(四))
 別記第十七号様式(四)中「第23条第6号」を「第23条第10号」に、「第23条第5号」を「第23条第9号」に改め、同様式を別記第十七号様式(五)とし、別記第十七号様式(三)の次に次の一様式を加える。

第17号様式の4 (第23条関係)

自転車運転者講習申出書 山口県公安委員会 殿 申出者 住所 氏名 年 月 日 下記のとおり自転車運転者講習を受けたいので、山口県道路交通規則第23条第9号の規定により申し出ます。 記			
本国籍又は等			
住所			
(ふりがな)			
氏名			
生年月日	年 月 日	性 別	男 ・ 女
連絡先	自宅・勤務先 (電話)	局	番)
山口県収入証紙貼付け欄 (消印しないこと。) 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。			

附則
この規則は、平成二十七年六月一日から施行する。

山口県公安委員会規程第二号

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年五月二十九日

山口県公安委員会

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程(平成元年山口県公安委員会規程第二号)の一部を次のように改正する。

別表第一の六十八の表第百八条の二第一項第十三号の項の次に次のように加える。

第108条の2第1項第14号	自転車運転者講習の実施
----------------	-------------

別表第一の六十八の表第百八条の三の二の項の次に次のように加える。

第108条の3の4	自転車運転者講習の受講命令
第108条の3の5	国家公安委員会への報告及び国家公安委員会からの通報の受理

附則

この規程は、平成二十七年六月一日から施行する。

山口県公安委員会告示第二十号

警備業法(昭和四十七年法律第百十七号。以下「法」という。)第二十二条第二項第一号の警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成二十七年五月二十九日

山口県公安委員会

- 一 講習の日時及び場所、講習を行う警備業務の区分並びに受講者の定員
- (一) 日時

ア 新規取得講習（法第二十二條第二項の警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。）第七條第一項の警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「警備員指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習をいう。以下同じ。）

平成二十七年七月七日（火曜日）から同月十四日（火曜日）まで（日曜日、金曜日及び土曜日を除く。）の午前九時から午後五時三十分まで及び同月十五日（水曜日）の午前九時から午後六時二十分まで

イ 追加取得講習（講習規則第六條第一項に規定する指導教育責任者講習をいう。以下同じ。）

平成二十七年七月十三日（月曜日）及び同月十四日（火曜日）の午前九時から午後五時三十分まで並びに同月十五日（水曜日）の午前九時から午後五時十五分まで

(二) 場所 山口市湯田温泉五丁目一番一号 カリエンテ山口（山口県婦人教育文化会館）

(三) 講習を行う警備業務の区分

法第二條第一項第一号に規定する業務（以下「第一号警備業務」という。）

(四) 受講者の定員 三十人

二 講習対象者

(一) 新規取得講習

次のいずれかに該当する者であること。

ア 最近五年間に第一号警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四條に規定する一級の検定（第一号警備業務に係るものに限る。）に係る法第二十三條第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第四條に規定する二級の検定（第一号警備業務に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上第一号警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第三條の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）第一條第二項に規定する一級の検定（第一号警備業務に係るものに限る。）に合格した者

オ 旧検定規則第一條第二項に規定する二級の検定（第一号警備業務に係るものに限る。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上

第一号警備業務に従事しているもの
(二) 追加取得講習

第一号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であつて、かつ、(一)のイからオまでのいずれかに該当する者
三 受講申込書の受付期間

平成二十七年六月八日（月曜日）から同月十二日（金曜日）まで

ただし、受付期間内であつても、申込者の人数が受講者の定員の数に達したときは、受付を締め切るものとする。

四 受講申込書の提出先

山口県内の最寄りの警察署

五 受講申込書の提出方法

受講申込書は、持参して提出するものとし、郵便によるものは、受け付けない。

六 提出書類

(一) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第一号によること。）

(二) (一)のイに該当する者にあつては履歴書及び警備業者等が発行する第一号警備業務の従事期間に関する証明書（以下「第一号警備業務従事証明書」という。）

(三) (一)のイに該当する者にあつては二級の検定に係る合格証明書の写し、二の(一)のウに該当する者にあつては二級の検定に係る合格証明書の写し及び第一号警備業務従事証明書、二の(二)のイに該当する者にあつては二級の検定に係る旧検定規則第八條の合格証の写し、二の(二)のオに該当する者にあつては二級の検定に係る旧検定規則第八條の合格証の写し及び第一号警備業務従事証明書

(四) 写真（縦三センチメートル、横三センチメートルとし、申込前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上半身像及び無背景のものとする。）

(五) 警備員指導教育責任者資格者証等の写し（新規取得講習を受講しようとする者を除く。）

七 受講手数料

新規取得講習を受講しようとする者にあつては四万七千円、追加取得講習を受講しようとする者にあつては二万三千円に相当する山口県収入証紙を受講申込書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 講習の実施の委託

講習は、山口市宮島町五番一三三号 一般社団法人山口県警備業協会に委託して実施する。

九 その他

この講習についての問合せは、最寄りの警察署又は山口市滝町一番一号 山口県警

察本部生活安全部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇二一〇)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十二円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

山口県公安委員会告示第二十一号

警備業法(昭和四十七年法律第百十七号)第二十三条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

平成二十七年五月二十九日

山口県公安委員会

- 一 検定を行う警備業務の種別及び級並びに受検定員

種別	級	受検定員
施設警備業務	一級	二十名
- 二 検定に係る試験の日時及び場所

- (一) 学科試験

日時	平成二十七年九月二日(水曜日)の午前十時から正午まで
場所	山口市滝町一番一号 山口県警察本部

- (二) 実技試験

日時	平成二十七年九月二十五日(金曜日)
場所	山口市秋穂二島一〇六一番地 山口県セミナーパーク

詳細については、学科試験の合格通知に併せて通知する。

- 三 受検資格

山口県内に住所を有する者又は山口県内の営業所に属する警備員のうち山口県外に住所を有するもの(以下「県外在住警備員」という。)であつて、次のいずれかに該当する者であること。

- (一) 施設警備業務二級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が一年以上であるもの
- (二) 公安委員会が(一)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

- 四 検定申請書の受付期間及び時間

平成二十七年七月二十七日(月曜日)から同月三十一日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

なお、受付期間内でも、申請者の数が受検定員に達したときは、受付を締め切るものとする。

五 検定申請書の提出先

山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

六 提出書類

- (一) 検定申請書
- (二) 添付書類

- 1 山口県内に住所を有する者にあつては、山口県内の住所地を疎明する書面
- 2 県外在住警備員にあつては、その者が山口県内の営業所に属することを疎明する書面

- 3 三の(一)に該当する者にあつては、施設警備業務二級の検定に係る合格証明書の写し及び警備業者等が発行する当該警備業務の従事期間に関する証明書

- (二) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。)二枚

七 受検手数料

一万六千円に相当する山口県収入証紙を検定申請書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署において交付する。

九 その他

- (一) 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署に請求すること。

- (二) 検定についての問合せは、山口県警察本部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇二一〇)にすること。

- 一 検定を行う警備業務の種別及び級並びに受検定員

種別	級	受検定員
----	---	------

施設警備業務 二級 三十名

二 検定に係る試験の日時及び場所

(一) 学科試験

日 時 平成二十七年九月二日(水曜日)の午前十時から正午まで

場 所 山口市滝町一番一号

山口県警察本部

(二) 実技試験

日 時 平成二十七年九月十八日(金曜日)

場 所 山口市秋穂二島一〇六二番地

山口県セミナーパーク

詳細については、学科試験の合格通知に併せて通知する。

三 受検資格

山口県内に住所を有する者又は県外在住警備員であること。

四 検定申請書の受付期間及び時間

平成二十七年七月二十七日(月曜日)から同月三十一日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

なお、受付期間内でも、申請者の数が受検定員に達したときは、受付を締め切るものとする。

五 検定申請書の提出先

山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

六 提出書類

(一) 検定申請書

(二) 添付書類

1 山口県内に住所を有する者にあつては、山口県内の住所を疎明する書面

2 県外在住警備員にあつては、その者が山口県内の営業所に属することを疎明する書面

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。)二枚

七 受検手数料

一万六千円に相当する山口県収入証紙を検定申請書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署において交付する。

九 その他

(一) 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署に請求すること。

(二) 検定についての問合せは、山口県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一〇)にすること。